

須坂市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づきマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(事前確認)

第3 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請（以下「更新申請」という。）をしようとする者は、当該申請に係る管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準（同条第4号に掲げる基準にあつては、マンション管理適正化指針に関する部分に限る。）に適合するかどうかについて、あらかじめ公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）の確認を受け、その発行する事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(管理計画の認定申請)

第4 認定申請をしようとする者は、認定申請書（様式第1号）の正本及び副本各1通に、省令第1条の2第1項に規定する書類及び前条の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出するものとする。

(管理計画の認定)

第5 市長は、第4の規定による認定申請があつた場合において、当該認定申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該管理計画を認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、認定通知書（様式第2号）により、当該認定申請を行った者に通知するものとする。

(管理計画の更新申請)

第6 認定管理者等は、管理計画の更新申請をしようとするときは、認定更新申請書（様式第3号）の正本及び副本各1通に省令第1条の2第1項各号に掲げる書類及び第3の規定により交付を受けた事前確認適合証を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による更新申請があった場合において、当該更新申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該管理計画を認定するものとする。

3 市長は、前項の更新の認定を行ったときは、認定更新通知書（様式第4号）により、当該認定更新の申請を行った者に通知するものとする。

（認定管理計画の変更）

第7 認定管理者等は、法第5条の7第1項の規定により、認定管理計画の変更（省令第1条の9に規定する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、変更認定申請書（様式第5号）の正本及び副本各1通に認定管理計画の添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定管理計画の変更の申請（以下「変更認定申請」という。）があった場合において、当該変更認定申請に係る管理計画が法第5条の4に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該管理計画を認定するものとする。

3 市長は、前項の規定による認定管理計画の変更の認定を行ったときは、変更認定通知書（様式第6号）により、当該認定管理計画の変更申請を行った者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8 認定申請、認定更新申請又は変更認定申請をした者は、市長の認定、更新の認定又は変更認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（様式第7号）により、市長に届けるものとする。

（管理の取りやめ）

第9 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理を取りやめる旨の申出書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出なければならない。

(1) 第5第2項による認定通知書（第6第2項の更新申請の認定又は第7第2項の変更認定申請の認定を受けた場合にあっては、当該認定の更新又は当該変更の認定のうち直近に受けたものに係る第6第3項による通知書又は第7第3項による通知書）

(2) 管理を取りやめることを決議した集会の議事録の写し（建物の区分所有等に関する法律第18条第2項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該管理を取りやめることを証する書類）

(3) その他市長が必要と認める書類

（認定しない旨の通知）

第10 市長は、認定申請、更新申請又は変更認定申請に係る管理計画が、法第5条の4に掲げる認定基準に適合しないと認めるときは、マンション管理計画を認定しない旨の通知書(様式第9号)により、認定申請をした者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第11 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第10号)の正本及び副本各1通に当該認定管理計画の認定に係る申請をしたときに提出した書類のうち変更に係る添付書類を添えて、市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第12 市長は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求めるときは、管理状況報告依頼書(様式第11号)により行うものとする。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書(様式第12号)により市長に報告をしなければならない。

(改善命令)

第13 市長は、法第5条の9の規定による改善命令を行うときは、改善命令書(様式第13号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第14 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(認定管理計画の公表)

第15 認定申請等をする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、市長はセンターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び市長が付与する認定コード等を公表することができる。

(補則)

第16 この要綱に定めるもののほか、管理計画の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。